

社会生活基本調査

【実施機関】

千葉県総合企画部統計課 ― (総務省)

【調査時期】

5 年周期

【調査概要】

(目的)

生活時間の配分や余暇時間における主な活動の状況など、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としています。

(主な内容)

(1)世帯員に関する事項

(2)生活行動について（「学習・自己啓発・訓練」「スポーツ」「趣味・娯楽」等の活動状況）

(3)生活時間について（指定された2日間の生活時間（時間の過ごし方））

(4)世帯に関する事項

(5)10 歳未満の世帯員について

(調査対象)

総務大臣の指定する調査区に居住する世帯の中から抽出した世帯に、ふだん住んでいる10歳以上の世帯員

(調査方法)

調査員調査

(公表方法)

県は、ホームページに概要を掲載。

総務省は、ホームページに調査結果を掲載及び報告書を刊行。